

福祉医療費受給者証の更新について

重度心身障害者、母子家庭などの福祉医療費受給者証は、平成17年9月30日が有効期限となっております。また、10月1日から乳幼児の医療費助成が小学校卒業前のお子さんまでに拡大されます。

今までは、小学校入学前のお子さんが対象で該当者が1,199人（平成17年4月1日現在）でしたが、今回の拡大により該当者が1,157人増え、3,548人になります。

福祉医療費受給者証を県内の医療機関の窓口で提示することにより、自己負担分が無料になります。（県外で医療機関にかかられた場合は住民課までお尋ねください。）

対象者には、更新のご案内と申請書などを郵送させていただきますので、ご記入のうえ、更新手続きにお越しください。

＜必要なもの＞

- ・印鑑 ・保険証 ・身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方）
- ・申請書、委任状（役場から郵送します）

＜ 日 程 ＞ ※国民健康保険被保険者証、福祉医療費受給者証共通です

	日 程	時 間	地 区	受付場所
揖斐川町 役場管内	9 / 20 (火)	午前 9:00 ~ 午前 11:30	北方	農業婦人の家
		午後 1:30 ~ 午後 4:30	大和	大和公民館
	9 / 21 (水)	午前 9:00 ~ 午前 11:30	脛永	脛永公民館
		午後 1:30 ~ 午後 4:30	清水	清水公民館
	9 / 22 (木)	午前 9:00 ~ 午後 4:30	小島	小島公民館
9 / 26 (月)	午前 9:00 ~ 午後 5:00	揖斐	揖斐川町役場	
谷汲 振興事務所 管内	9 / 20 (火)	午前 9:00 ~ 午後 5:00	深坂・大洞・名礼・ 徳積・長瀬	谷汲振興事務所
	9 / 21 (水)	午前 9:00 ~ 午前 11:30	高科・岐礼	ふれあいの家
		午後 1:30 ~ 午後 4:30	横蔵	高齢者ふれあいセンター
春日 振興事務所 管内	9 / 20 (火)	午前 8:50 ~ 午前 9:05	滝	滝集会所
		午前 9:10 ~ 午前 9:30	檜	檜多目的集会所
		午前 9:40 ~ 午前 10:00	上ヶ流	上ヶ流多目的集会所
		午前 10:10 ~ 午前 11:00	下ヶ流	下ヶ流ふれあい館
		午前 11:10 ~ 午前 11:40	香六	香六青少年会館
		午前 11:50 ~ 午後 00:40	小宮神	春日公民館
		午後 1:10 ~ 午後 2:00	川合	川合多目的集会所
		午後 2:10 ~ 午後 2:25	中山	中山多目的集会所
		午後 2:35 ~ 午後 2:50	古屋	古屋多目的集会所
		午後 3:10 ~ 午後 3:50	寺本	高齢者コミュニティセンター
		午後 4:00 ~ 午後 4:20	足立・中瀬・市瀬	長光寺
		午後 4:25 ~ 午後 4:40	安土	発心寺
	午後 4:45 ~ 午後 5:00	尾西	尾西消防車庫	
	9 / 21 (水)	午前 8:30 ~ 午後 5:00	全地域	春日振興事務所
久瀬 振興事務所 管内	9 / 20 (火)	午前 9:00 ~ 午前 10:30	日坂	日坂公民館
		午前 11:00 ~ 午前 11:30	檜原	檜原集会場
		午後 1:00 ~ 午後 2:00	外津汲	外津汲集会場
		午後 2:30 ~ 午後 4:30	公正	公正公民館
	9 / 21 (水)	午前 9:00 ~ 午前 11:30	小津	小津公民館
午後 1:00 ~ 午後 4:30		東津汲・西津汲	久瀬振興事務所	
藤橋・坂内 振興事務所 管内	9 / 20 (火) 、 21 (水)	午前 9:00 ~ 午後 5:00	全地域	藤橋・坂内振興事務所

※ ご案内の日程に都合がつかない方は9月27日（火）以降、揖斐川町役場住民課または、各振興事務所住民福祉課にて受付します。お早めに手続きしてください。

揖斐川町役場住民課 電話 22-2111 (内線160~163)